



産業振興センターホームページ
<https://minato-sansin.com>
融資あっせん制度についてご案内しています

令和4年度後期版

令和4年10月1日から
令和5年3月31日まで適用

港 区

中小企業融資あっせんの ご案内

本制度を利用できる方（※創業支援融資以外）

① 中小企業者・中小商工業団体・小規模企業者

- 中小企業者 資本金1,000万円以下又は、従業員100人（卸売業、小売業、サービス業は30人）以下で東京信用保証協会の保証対象業種を営む者
- 中小商工業団体 港区内の中小企業者のみを会員とする組合、商店会、工業会その他の商工団体
- 小規模企業者 常時雇用する従業員の数が20人（卸売業、小売業、サービス業は5人）以下の法人又は個人で質屋業、金融業、保険業以外の事業を営む者

② 区内で事業を営む企業

	法人	個人事業者	
		事業主の住所が港区外（1年以上）	事業主の住所が港区外
要件	●港区内で1年以上の本店登記と1年以上本店での事業実態 ●同一事業を1年以上営んでいる	●都内で1年以上、同一事業を営んでいる	●港区内で1年以上、同一事業を営んでいる
注意事項	シェアオフィス、コワーキングスペース ※下記要件をご確認ください。	都内で1年以上、同一事業を営んでいる場合は対象	対象 ※下記要件をご確認ください。
	バーチャルオフィス 対象外	都内で1年以上、同一事業を営んでいる場合は対象	対象外

※「同一事業を1年以上営んでいる」とは、初売上から1年以上経過していることをいいます。

③ 税を滞納していないこと

港区に納期の到来している特別区民税・都民税（法人は、港都税事務所に法人都民税と法人事業税）を完納していること

※創業者を対象とした融資制度については、6~7頁及び11頁「対象条件」をご確認ください。

重要

区内のコワーキングスペース等を事業所としている場合の注意事項

区は、スタートアップ支援をより強力に進めるため、令和4年10月から、下記要件を全て満たす区内のコワーキングスペース等を事業所としている事業者を、融資あっせんの対象とします。商工相談員との面談において契約書等を確認しますので、ご予約のうえ、ご相談ください。

要 件

- ・利用しているコワーキングスペース等が、事務所として常時使用できる
- ・利用しているコワーキングスペース等を本店として登記している法人又は開業届等でコワーキングスペース等を事務所として届け出ている個人

ご予約・問合せ

札の辻スクエア8階
産業振興課経営支援係
📞 6435-4620

住 所 〒108-0014 東京都港区芝5-36-4

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

産業振興センターホームページ
<https://minato-sansin.com>

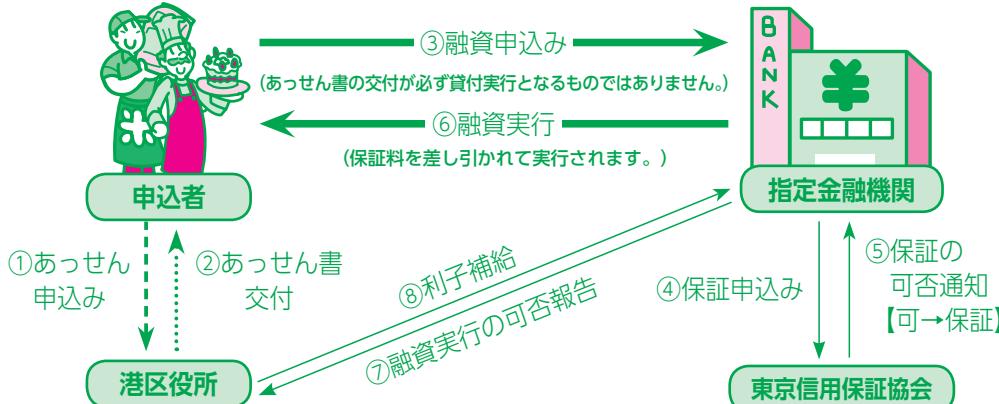


MAP



融資あっせん制度の流れ

申込みから貸し付けまで



※④および⑤の信用保証については、金融機関の判断で実施されます。また、保証料は原則自己負担となります。

※港区の融資制度は、区内中小企業の皆さん、必要な事業資金を低利で受けられるよう取り扱い金融機関に対して融資のあっせんをする制度です。この制度は区が直接中小企業の皆さんに融資するではなく、区からあっせんを受けた金融機関が区の定める条件の範囲内で融資の審査を行います。融資が実行された場合に区が利子の一部を補助しています。ご利用、お申し込みについてはご相談ください。

ご相談は予約制です

区の融資制度は、区内中小企業の皆さん、必要な事業資金の融資が低利で受けられるよう取り扱い金融機関に対して融資のあっせんをする制度です。
また、区が利子の一部を補助しています。ご利用ください。

※ 金融機関、会計事務所、経営コンサルタント等による代行申請は受け付けておりません。

融資対象とならない資金用途

- ①事業に関係のない資金(生活費等) ②納税のための資金 ③代表者報酬 ④投機資金
 - ⑤借入金返済のための資金（信用保証協会が認めた場合を除く） ⑥資本金に充てるための資金
 - ⑦運輸・運送事業者による事業用車両及び建設機械以外で300万円以上の車両本体（税除く） 購入費（ただし300万円未満の場合でも事業用車両の購入に限る。）※車両購入費に係る融資あっせんの可否は、見積金額・車種・大きさ・業種での必要性・自家使用の可能性の有無等を勘案して決定します。
- ※すでに支払済の費用については、融資対象となりません。

同じ制度融資の追加申込みについて

同じ制度融資の追加申込みは、融資限度額の範囲内で、1回まで可能です。ただし、経営一般融資(一般)、緊急支援融資及び小規模企業特別融資は2回まで可能です。

※1 融資限度額の範囲内とは、融資限度額から既存融資の貸付残高を差し引いた額をいいます。

※2 経営一般融資（短期）、小口零細保証融資Bは、追加申込みができません。

相殺条件付き融資について

既存融資の残りの返済期間が1年以内で、同じ金融機関の同じ支店に、同じ制度融資を申込む場合は相殺を条件とした融資の申込みができます。※ただし、資金使途が、設備のみの場合は不可とします。

利子補給の停止について

- 利子補給は、年4回、区から金融機関に対して行いますが、ご返済の途中で以下の事由が生じた場合、利子補給を停止します。また、利子補給金の過払いが発生した場合には、返金していただきます。
- ①営業の本拠地、本店登記（法人）を港区以外に移した場合 ②港区での事業実態がなくなった場合
 - ③本店登記は港区外でも、本店機能を港区外に移した場合 ④事業を休業又は廃止した場合
 - ⑤一部繰上げ返済をした場合 ⑥繰上げ完済又は代位弁済をした場合

- ⑦債務者を変更した場合（併存的債務引受けおよび免責的債務引受けを含む。）
 ⑧虚偽による申込みが判明した場合 ⑨区の指定する返済条件方法を逸脱した場合

※暴力団排除条例について

港区暴力団排除条例第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、利子補給の停止及び返還並びに信用保証料補助金の返還をしていただきます。

返済条件の変更について

返済条件の変更を行うことにより、返済期間を延長し、返済負担を減らすことを以下の条件内にて認めています。延長した期間も貸付当初の区負担率の利子を区が補給します。

- ・返済条件の変更方法 借受先の金融機関とご相談後、区所定の「港区中小企業返済条件変更申請書」を金融機関から区へ提出していただきます。
- ・変更対象 短期融資を除く港区制度融資
- ・返済期間延長 当初融資年月日の貸付期間に2年間を足した応答日までの範囲内（据置期間24か月を含む）
- ・据置期間 据置期間は当初据置期間を除き合計で24か月まで（元金返済がない月は据置とみなします）
- ・申請回数 合計で4回まで
- ・注意事項 条件変更申請時には、返済条件を変更する制度融資の借入残高が、区のデータと一致していること。信用保証付きの融資の場合は、保証協会への変更内容と合わせること。
- ・申請の遅延について 区への条件変更申請が遅延した場合、遡っての利子補給は行いません。

信用保証料の補助について

- ・区の融資あっせん制度を利用し、東京信用保証協会の保証付き融資を受けた場合、信用保証料補助金の対象となる場合があります。緊急支援融資、経営改善融資については、全件が補助対象となります。
- ・創業支援融資は東京都制度「創業融資」（略称：都制度「創業」）、小規模企業特別融資は東京都制度「小規模企業向け融資」（略称：都制度「小口」）として、東京都中小企業制度融資の信用保証料補助を受けられる場合があります。

【信用保証料補助金の返還について】

港区から信用保証料補助を受け、繰上げ償還等により信用保証料が返戻された場合、区の補助した割合に応じて、本来の保証料補助金額を再計算し、過払い分の補助金を港区に返還していただきます。返還いただけない場合は、返還が完了するまで、新たな融資あっせんを受けることができません。

出前経営相談について

経営に関する様々な相談に対して、中小企業診断士を3回まで無料で派遣する出前経営相談を実施しています。
 ※令和4年度に限り、最大5回まで利用可能です。

創業アドバイザー派遣について

港区内でこれから創業する方、又は創業してから1年末満の方を対象に、産業振興課での面談後、中小企業診断士を無料で3回まで派遣します。港区所定の創業計画書の作成を支援します。

関係機関問合せ先

		所在地	連絡先
東京都港都税事務所		港区麻布台 3-5-6	5549－3800
東京法務局港出張所		港区東麻布 2-11-11	3586－2181
東京信用保証協会 八重洲支店		中央区八重洲 2-6-17	3272－3151
東京都産業労働局商工部経営支援課 (中小企業等経営強化法に関する問合せ先)		新宿区西新宿 2-8-1	5320－4795
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫)	東京中央支店 五反田支店	中央区新川 1-17-28 品川区西五反田 1-31-1	3553－3441 3490－7370

港区中小企業融資一覧 1

制度名	細目	資金使途	融資限度額	(A) 本人負担率	(B) 区負担率	貸付期間	区の他の制度融資併用利用の可否
経営一般融資 (注1)	一般	運転	3,200万円 ○代表者が港区民でない場合は 2,800万円	1.35% (1.15%) <small>注1</small>	(5年以内) 0.40% (5年超7年以内) 0.55% (7年超9年以内) 0.70%	7年以内 据え置き期間 6か月を含む	
		設備				9年以内 据え置き期間 1年を含む	IT設備、事業転換・多角化との併用不可
	短期	運転・設備	400万円	1.0% (0.8%) <small>注1</small>	0.55%	1年以内 据え置き期間 2か月を含む	
小規模企業特別融資	小口零細保証A	運転・設備	2,000万円	1.15%	(5年以内) 0.40% (5年超7年以内) 0.55%	7年以内 据え置き期間 6か月を含む	
	小口零細保証B	運転・設備	500万円 ○代表者が港区民でない場合は 400万円	0.6%	0.95%	5年以内 据え置き期間 6か月を含む	
	小口チャレンジ支援	運転・設備	1,000万円	0.4%	(5年以内) 1.15% (5年超7年以内) 1.30%	7年以内 据え置き期間 6か月を含む	
	小口零細セーフ(7号・8号)	運転・設備	1,000万円	0.1%	1.45%	5年以内 据え置き期間 6か月を含む	
緊急支援融資	セーフティネット1号～6号	運転・設備	2,000万円	0.1%	(5年以内) 1.65% (5年超7年以内) 1.80% (7年超8年以内) 1.95% 5号以外の場合、-0.20%	7年以内 ※設備は8年以内 据え置き期間 1年を含む	
	セーフティネット7号・8号	運転・設備	1,000万円	0.3%	1.45%	5年以内 据え置き期間 1年を含む	
経営改善融資(注1)		運転・設備	1,000万円	0.3% (0.1%) <small>注1</small>	1.45%	5年以内 据え置き期間 1年を含む	
中小商工業団体融資		運転・設備	5,000万円	0.9%	(5年以内) 0.85% (5年超7年以内) 1.00%	7年以内 据え置き期間 6か月を含む	
		共同設備		0.3%	(5年以内) 1.45% (5年超7年以内) 1.60%		

注 1) ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号～4号・6号②東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号③激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に基づく信用保証による利用が可能で、それらの認定、もしくは罹災証明を受けた場合、Ⓐ及びⒷの括弧内の利率を適用します。

	融資対象条件	連帯保証人	担保	信用保証	金融機関
	★区内で50年以上事業を継続している場合は、本人負担率を0.05%優遇 (⑧区負担率が0.05%増加します)				原則必要
	★小規模企業であること（定義については表紙参照） ★この融資の保証を含め、保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下であること				
	★東京信用保証協会の保証対象業種を営む小規模企業者のうち個人事業者に限る ★あっせん申込み時点で保証協会付での融資を受けている場合は対象外				
	★創業5年未満であること（個人事業者又は個人事業者から法人成りした場合は、開業届に記載されている開業日を創業日とみなします） ★小規模企業であること（定義については表紙参照） ★この融資の保証を含め、保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下であること	法人 保証協会の定めるところによる 個人 原則不要	特別の場合を除き 無担保	必要	取扱金融機関にあります
	★中小企業信用保険法第2条第5項第7・8号の認定を受けた小規模企業者 ★この融資の保証を含め、保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下であること ★緊急支援融資（セーフティネット7・8号）と併用する場合の融資限度額は1,000万円				
	★中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号（セーフティネット）の認定を受けた企業（5号の対象業種については中小企業庁のホームページをご確認ください） ★東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定又は災証明の発行を受けた企業 ★激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に基づく認定を受けた企業 ★災害により区長が特別に救済を必要と認める中小企業 ★セーフティネット7号・8号と小口零細セーフを併用する場合の融資限度額は1,000万円 ★セーフティネット1～6号と7・8号を併用する場合の融資限度額は2,000万円 ※詳細は10頁参照				
	★最近3か月間（定義は9頁下段を参照）の売上高合計が前年又は前々年の同期に比して5%以上減少していること（経営改善融資を受けるための要件計算書で確認します。） ★区の経営相談により、経営改善計画を作成していること			原則必要	
	★区内中小企業者のみを会員とする商工業団体であること ★団体成立後1年以上経過し、法人事業税と法人都民税（任意団体の場合は、その団体の代表者の特別区民税・都民税）を完納していること ★共同設備とは、事務所、街路灯、アーチ・アーケード、共同倉庫、共同防火設備、カラーフラッシュ化等、団体が共同で利用する設備をいう	当該団体の役員の連帯保証	必要な場合あり		

注2) ⑧+⑨が区と金融機関との協定名目利率です。（令和4年4月1日より、利率（⑨区負担率）を改正しているのでご注意ください。）

港区中小企業融資一覧 2

制度名	細目	資金使途	融資限度額	Ⓐ 本人負担率	Ⓑ 区負担率	貸付期間	区の他の制度融資併用利用の可否					
区内 産業活力 増強融資 (注1)	受注拡大設備	設備工事	各細目毎に 2,000万円	0.6% (0.4%) <small>注1</small>	(5年以内) 1.15% (5年超7年以内) 1.30%	7年以内 据え置き期間 1年を含む	一般の設備 資金との 併用不可					
	経営革新 ※要事業計画書 (9頁参照)	運転・設備										
	事業転換・ 多角化 ※要事業計画書 (9頁参照)											
	事業承継 ※要事業計画書 (9頁参照)											
	IT 設備 ※要事業計画書 (9頁参照)	設備										
環境対策 融資 (注1)	公害防止	設備	各細目毎に 2,000万円	0.1%	(5年以内) 1.65% (1.45%) <small>注1</small> (5年超7年以内) 1.80% (1.60%) <small>注1</small>	7年以内 据え置き期間 1年を含む	一般の設備 資金との 併用不可					
	アスベスト											
	高反射率塗料											
	省エネルギー機器等 (電気自動車等用充電設備)											
	屋上・壁面緑化											
資金状況 改善融資 (注1)	借換・一本化	運転	3,000万円	1.35% (1.15%) <small>注1</small>	(6年以内) 0.40% (6年超10年以内) 0.70%	10年以内 新旧債務一本化のみ据え置き期間1年を含む。借換の場合は据え置きはなし。						
創業支援融資 ※要創業計画書 詳しくは11頁をご覧ください。		運転・設備	1,500万円 ○初売上前の場合は、 1,000万円以内 詳細は11頁参照	0.2%	(5年以内) 1.35% (5年超7年以内) 1.50%	7年以内 据え置き期間 1年を含む						

注1) ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号～4号・6号②東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号③激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に基づく信用保証による利用が可能で、それらの認定、もしくは罹災証明を受けた場合、Ⓐ及びⒷの括弧内の利率を適用します。

	融資対象条件	連帯保証人	担保	信用保証	金融機関
	★区内の事業者が区内中小企業工事事業者を利用して工事を行うこと。工事事業者について概要書が必要。ただし、物品購入（自動車、コンピュータ機器等）を除く。				
	★中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画に対する承認を都知事から受けた企業				
	★区内において事業転換又は多角化を行うための確実な事業計画及び実施能力を有していること（法人の場合は、登記簿に記載されていない事業を始めること） ★事業転換・多角化前に3年以上（区内で1年以上）同一事業を営んでいること ★事業計画書を審査し、適当と認められる企業				
	★事業承継時に、被承継者・承継者ともに保証協会の保証対象業種を3年以上（区内で1年以上）継続して行っていること ★事業承継時に、被承継者は保証協会の保証対象業種において同一事業を3年以上（区内で1年以上）引き続き営んでおり、承継者は被承継者のもとで3年以上従事していること ★事業計画書を審査し、適当と認められる企業（被承継者の事業資産及び経営権を承継者が対価を払って譲り受けること）				原則必要
	★事業計画書を審査し、適当と認められる企業 ★IT機器の導入により、経営の合理化・効率化もしくは、革新を図れる見込みのある企業 ★リースは対象外			特別の場合を除き無担保	
	★東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両・設備機械、その他設備機器の購入（営業用でも乗用車は対象外）については、環境リサイクル支援部環境課との事前協議が必要 ★アスベスト対策工事費用、高反射率塗料等工事費用、電気自動車等用急速充電設備・電気自動車等用普通充電設備・太陽光発電システム・日射調整フィルム・事業所用高効率空調機器・省エネルギー診断結果に基づく設備改修費用については、環境課の助成決定をうけたものにかかる費用（環境課からの助成金を除いた工事費用）が融資対象です。 ★屋上・壁面緑化工事費用については、各総合支所まちづくり課の助成決定をうけたものにかかる費用（各総合支所まちづくり課からの助成金を除いた工事費用）が融資対象です。	法人 保証協会の定めるところによる 個人 原則不要			取扱金融機関に限ります
	★短期融資を除く港区の制度融資や東京都の制度融資のうち、複数の東京信用保証協会付き融資を対象としていること ★保証付き融資の約定返済（元金）をそれぞれ1年以上継続して行っていること。ただし貸付期間（償還方法）で定める据置期間は約定返済に含めます。 ★債務の借入残高を一本化して借り換えること（借換）や、新たな資金と併せて一本化すること（新旧債務一本化）により、月々の元金返済負担が軽減されること ★複数の金融機関にある借入を借換・一本化する場合は、この制度で申込む取扱金融機関以外の借換同意書があること			必要	
	区内に主たる事業所（法人は区内に本店登記と本店での事業実態）をおいて創業しようとする方、又は創業した日（最初の売上発生日）から1年未満の方 ※詳細は、11頁参照	法人 必要な場合あり 個人 不要	原則必要		

注2) ④+⑤が区と金融機関との協定名目利率です。(令和4年4月1日より、利率(⑤区負担率)を改正しているのでご注意ください。)

申込みに必要な書類

1 共通申込書類（創業支援融資を除く）

①	<input type="checkbox"/> 港区中小企業融資あっせん申込書（区所定の様式） ※産業振興課の窓口にご用意しております。3枚複写紙です。	1通
②	<input type="checkbox"/> 同意書（区所定の様式） ※代表者の同意と実印の押印が必要です。代行の場合は、代行者の認印(シャチハタ不可)も必要です。 ※産業振興課の窓口にご用意しております。産業振興センターホームページからのダウンロードも可能です。	1通
③	<input type="checkbox"/> 最新の確定申告書と決算書（必須） ※税務署の受付印、勘定科目内訳明細のあるもの <input type="checkbox"/> 法人は、法人税の「メール詳細」または「受信通知」、個人は所得税の「メール詳細」または「受信通知」 ※電子申告の場合 <input type="checkbox"/> 試算表 ※決算期から6か月以上経過している場合は、その後の試算表も必要です。 (例 3月決算の場合は10月以降の申し込みには試算表が必要になります。)	各原本1部
④	<input type="checkbox"/> 最新の納税証明書（領収書は不可です） 法人で申し込む場合…法人都民税と法人事業税の納税証明書（都税事務所発行） ※非課税の場合は、 <u>納税額が0円の記載がある納税証明書</u> 個人で申し込む場合…港区民：特別区民税・都民税の納税証明書（港区役所発行） 港区民以外：特別区民税・都民税 事業所課税の納税証明書（港区役所発行） ※非課税の場合は、非課税証明書をご用意ください。	原本1通
⑤	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※法人で申し込む場合のみ。発行から3か月以内のものをご用意ください。	原本1通
⑥	<input type="checkbox"/> 実印及び印鑑証明書 法人で申し込む場合…法務局に登記している印及び印鑑証明書 個人で申し込む場合…市区町村に登録している印及び印鑑証明書	原本1通
⑦	<input type="checkbox"/> 本店としての店舗、事務所等の実態が確認できる書類 ※賃貸借契約書等 ※個人の方も提出は必要です。	原本1部 写し1部
⑧	<input type="checkbox"/> 見積書、契約書等（※設備資金の場合） ※見積書は宛名、発行日、 <u>見積り会社の押印</u> がある有効期限以内の正式なものをご用意ください。 個人事業者の場合は代表者の氏名を宛名とする見積書が必要です。 ※契約書は相手方の押印があるものをご用意ください。	原本1部 写し2部
⑨	<input type="checkbox"/> 上記のほか、申し込む融資によって区が指定するもの ※申し込む融資によって、必要となる書類がございます。 2 (9頁) をご参照ください。	

2 申し込む融資によって必要になる書類

対象融資	必要書類	必要数
小口チャレンジ支援融資	<input type="checkbox"/> 小口チャレンジ支援融資申請者概況表（区所定の様式） <input type="checkbox"/> 開業届（個人事業者又は個人事業者から法人成りした場合）	1通 写し1部
緊急支援融資	<input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当する証明書 ☆中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号(セーフティネット)の認定書⇒ 10頁参照 ☆東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 第128条第1項第1号の認定書又はリ災証明 ⇒ 10頁参照 ☆激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証に係るリ災証明書	1通
経営改善融資	<input type="checkbox"/> 本年及び前年又は前々年の3か月の月次試算表(申請月の前5か月のうち連続する3か月間の試算表) <input type="checkbox"/> 要件計算書(区所定の様式) <input type="checkbox"/> 経営改善計画書（区の経営相談を受けて作成したもの）	原本1部 原本1部 写し1部
中小商工業団体融資	<input type="checkbox"/> 定款又は規約等（履歴事項全部証明書がある場合は不要） <input type="checkbox"/> 組合員（会員）名簿	1通
受注拡大設備融資	<input type="checkbox"/> 受注業者概要書（区所定の様式）※受注業者の記名押印があるもの	1部
経営革新融資	<input type="checkbox"/> 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画に対する都知事の承認書及び経営革新計画書	原本1部 写し1部
事業転換・多角化融資	<input type="checkbox"/> 事業計画書（区の経営相談を受けて作成したもの） <input type="checkbox"/> 確定申告書、決算書は3期分	原本1部 写し1部
事業承継融資	<input type="checkbox"/> 事業計画書（区の経営相談を受けて作成したもの） <input type="checkbox"/> 確定申告書、決算書は3期分	原本1部 写し1部
IT設備融資	<input type="checkbox"/> 事業計画書（区の経営相談を受けて作成したもの）	原本1部 写し1部
環境対策融資	【車両購入費用】 <input type="checkbox"/> 港区クリーンカー購入等融資仮受付書（区所定の様式） 【アスベスト対策工事費用】【高反射率塗料等工事費用】【太陽光発電システム・日射調整フィルム・事業所用高効率空調機器・急速充電設備・普通充電設備設置費用・省エネルギー診断結果に基づく設備改修費用】 <input type="checkbox"/> 環境課の助成金交付決定通知書 【屋上・壁面緑化工事費用】 <input type="checkbox"/> 各総合支所まちづくり課の助成金交付決定通知書	原本1部 写し1部
借換・一本化融資	【東京都制度融資を借換・一本化する場合】 <input type="checkbox"/> ①信用保証決定のお知らせ <input type="checkbox"/> ②返済予定表（制度名・保証協会保証付融資であることがわかるもの） <input type="checkbox"/> ③残高・元金返済を1年以上継続して行っていることがわかるもの（預金通帳等） 【複数の金融機関にある借入を一方の金融機関で、また同一の金融機関にある複数の借入や複数の金融機関の借入を他の金融機関で借換・一本化する場合】 <input type="checkbox"/> 借換同意書	原本1部 写し1部 原本1部 写し2部
創業支援融資	11頁参照	

セーフティネット保証制度等の認定について

セーフティネット保証制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

区が、国の制度（中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号）に基づいて認定要件を確認し、認定書を発行します。
それぞれの保証に係る認定条件、および認定条件に係る最新情報は、[中小企業庁のホームページを必ずご確認ください。](#)

港区で認定を受けることができる中小企業者	法人の場合：港区内外に登記上の住所地又は事業実態のある事業所があること。 個人の場合：港区内外に事業実態のある事業所があること。
認定書発行までの流れ	① セーフティネット保証制度の認定対象であることをご確認ください。 ② 面談のご予約をお取りください。 ③ 必要書類・実印をご持参の上、面談をお受けください。
郵送申請のご案内	令和2年5月7日より、認定申請を郵送にて受け付けております。 郵送申請の詳細につきましては、港区公式ホームページをご確認ください。
セーフティネット保証の対象条件	<ul style="list-style-type: none">・セーフティネット保証5号(イ) 中小企業庁の定める、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者であり、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること。 ※全国的に業況の悪化している業種は更新されます。対象業種の最新情報については、中小企業庁のホームページをご確認下さい。・セーフティネット保証4号 以下の(イ)および(ロ)を満たすこと。 (イ) 指定地域において1年間以上事業を行っていること。 (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ◎上記の対象条件は、本冊子発行時点のものです。それぞれの保証に係る認定条件、およびそのほかのセーフティネット保証の認定条件に係る最新情報等は、中小企業庁のホームページを必ずご確認ください。
融資あっせんをご希望の場合	セーフティネット保証認定とは別に、融資のあっせんをご希望の場合は、別途、あっせんの面談・申請が必要です。※面談は事前予約制です。緊急支援融資、新型コロナウイルス特別融資については、郵送申請が可能です。
必要書類	<input type="checkbox"/> ①認定申請書(区所定様式) 1通 ※産業振興課窓口にご用意しております。また、産業振興センターホームページからダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> ②港区中小企業融資のあっせん申込等に係る同意書(区所定様式) 1通 ※代表者の同意と実印の押印をいただきます。 ※産業振興課窓口にご用意しております。また、産業振興センターホームページからダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> ③登記簿謄本(履歴事項全部証明書) コピー1通 ※発行より3か月以内のものをご準備ください。個人事業者は不要です。 <input type="checkbox"/> ④月別の試算表、売上元帳など、①認定申請書(区の所定様式)に記載する売上高が確認できる根拠資料 コピー1式 ※セーフティネット保証4号認定は、申請日を基準として前月1か月と前年同月からの3ヶ月間の売上高を確認します。 例) 認定申請日が令和4年10月の場合：令和4年9月、令和3年の9月・10月・11月 ※セーフティネット保証5号(イ)認定は、申請日を基準として最近3か月と前年同期の月別売上高を確認します。申請月の前5か月のうち連続する3か月間の試算表をお持ちください。

☆ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定

必要書類	<input type="checkbox"/> 上記①～⑦の書類のほか、売上高の減少が震災の影響によるものであることを具体的に記載した書類
------	--

創業支援融資

ご利用手続き	<p>1 商工相談員(中小企業診断士)による対象条件の確認の面談(約1.5時間)を受けます。</p> <p>2 創業計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所の場合、約1時間の面談を3回程度 (初回面談時の商工相談員が継続して担当します) ・創業アドバイザーを利用することもできます。 (3頁参照) <p>3 創業計画書作成後、金融機関宛のあっせん書を交付します。</p> <p>4 あっせん書及び創業計画書を金融機関に提出してください。</p>																										
対象条件	<p>以下のいずれかであって、港区で事業を行う方 (注：下記文中の中小企業、法人の規模は、港区で定めている範囲です(表紙参照)。)</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに個人又は2か月以内に区内で新たに法人を設立して創業しようとする具体的な計画があり、事業に必要な許認可を受けている、又は受けようとしている方</p> <p>(2) 中小企業である法人が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに法人を設立して、2か月以内に創業する具体的な計画があり、事業に必要な許認可を受けている方 (ただし、中小企業である法人が新たに設立する法人の筆頭株主等になること)</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人が、個人又は法人で創業し、創業した日 (最初の売上発生日) から1年未満の方</p> <p>〔※(3) の場合、港区外で創業しても最初の売上発生日までに港区内外に移転していれば対象となります。(法人の場合は、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)、個人の場合は、賃貸借契約書等、移転の事実が証明できる書類が必要となります。)〕</p> <p>注意 「事業を営んでいない個人」とは、他の法人の代表でないこと、また、原則、給与所得以外の収入がない個人をいいます。(但し、利子所得、配当所得、雑所得、総合課税による譲渡所得、一時所得による収入を除く。) フリーランスや不動産賃貸等により給与以外の収入がある場合は、事業を営む個人とみなします。</p>																										
必要書類 (あっせん時に必要)	<p>【①～③・⑩・⑪は提出書類、④～⑨・⑫は提示書類です】</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ① 港区創業支援融資あっせん申込書</td> <td style="text-align: right;">1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ② 同意書</td> <td style="text-align: right;">1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ③ 創業計画書(区所定様式) ※ 初回面談時にお渡します</td> <td style="text-align: right;">原本1部、写し1部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ④ 申込者の所得証明書又は課税証明書</td> <td style="text-align: right;">原本1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑤ 申込者の住民票</td> <td style="text-align: right;">原本1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑥ 自己資金を証明できるもの(創業計画書の「6 自己資金額算定表」に記載した内容を証明できるもの(預金通帳等))</td> <td style="text-align: right;">写し1部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑦ 法人として創業する場合…履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの) (港区内外に本店登記を有する旨の謄本)</td> <td style="text-align: right;">原本1通</td> </tr> <tr> <td>個人として創業する場合…開業届(※開業地(港区税務署)での届出が必要です。)</td> <td style="text-align: right;">1通写し可</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑧ 実印及び印鑑証明書(法人の場合は法務局に登記している印)</td> <td style="text-align: right;">原本1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑨ 初売り上げにかかる請求書のコピー等((3)に該当する場合)</td> <td style="text-align: right;">写し1部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑩ 本店としての店舗、事務所等の実態が確認できる書類 ※賃貸借契約書等 ※個人の方も提出は必要です。</td> <td style="text-align: right;">原本1部 写し1部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑪ 設備資金を申請する場合は、見積書等(宛名、発行日、押印がある有効期限内のもの)</td> <td style="text-align: right;">原本1部、写し2部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑫ 株主名簿や定款など既存法人が筆頭株主等であることを確認できる書類 (対象条件(2)に該当する場合)</td> <td style="text-align: right;">原本1通</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ① 港区創業支援融資あっせん申込書	1通	<input type="checkbox"/> ② 同意書	1通	<input type="checkbox"/> ③ 創業計画書(区所定様式) ※ 初回面談時にお渡します	原本1部、写し1部	<input type="checkbox"/> ④ 申込者の所得証明書又は課税証明書	原本1通	<input type="checkbox"/> ⑤ 申込者の住民票	原本1通	<input type="checkbox"/> ⑥ 自己資金を証明できるもの(創業計画書の「6 自己資金額算定表」に記載した内容を証明できるもの(預金通帳等))	写し1部	<input type="checkbox"/> ⑦ 法人として創業する場合…履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの) (港区内外に本店登記を有する旨の謄本)	原本1通	個人として創業する場合…開業届(※開業地(港区税務署)での届出が必要です。)	1通写し可	<input type="checkbox"/> ⑧ 実印及び印鑑証明書(法人の場合は法務局に登記している印)	原本1通	<input type="checkbox"/> ⑨ 初売り上げにかかる請求書のコピー等((3)に該当する場合)	写し1部	<input type="checkbox"/> ⑩ 本店としての店舗、事務所等の実態が確認できる書類 ※賃貸借契約書等 ※個人の方も提出は必要です。	原本1部 写し1部	<input type="checkbox"/> ⑪ 設備資金を申請する場合は、見積書等(宛名、発行日、押印がある有効期限内のもの)	原本1部、写し2部	<input type="checkbox"/> ⑫ 株主名簿や定款など既存法人が筆頭株主等であることを確認できる書類 (対象条件(2)に該当する場合)	原本1通
<input type="checkbox"/> ① 港区創業支援融資あっせん申込書	1通																										
<input type="checkbox"/> ② 同意書	1通																										
<input type="checkbox"/> ③ 創業計画書(区所定様式) ※ 初回面談時にお渡します	原本1部、写し1部																										
<input type="checkbox"/> ④ 申込者の所得証明書又は課税証明書	原本1通																										
<input type="checkbox"/> ⑤ 申込者の住民票	原本1通																										
<input type="checkbox"/> ⑥ 自己資金を証明できるもの(創業計画書の「6 自己資金額算定表」に記載した内容を証明できるもの(預金通帳等))	写し1部																										
<input type="checkbox"/> ⑦ 法人として創業する場合…履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの) (港区内外に本店登記を有する旨の謄本)	原本1通																										
個人として創業する場合…開業届(※開業地(港区税務署)での届出が必要です。)	1通写し可																										
<input type="checkbox"/> ⑧ 実印及び印鑑証明書(法人の場合は法務局に登記している印)	原本1通																										
<input type="checkbox"/> ⑨ 初売り上げにかかる請求書のコピー等((3)に該当する場合)	写し1部																										
<input type="checkbox"/> ⑩ 本店としての店舗、事務所等の実態が確認できる書類 ※賃貸借契約書等 ※個人の方も提出は必要です。	原本1部 写し1部																										
<input type="checkbox"/> ⑪ 設備資金を申請する場合は、見積書等(宛名、発行日、押印がある有効期限内のもの)	原本1部、写し2部																										
<input type="checkbox"/> ⑫ 株主名簿や定款など既存法人が筆頭株主等であることを確認できる書類 (対象条件(2)に該当する場合)	原本1通																										
あっせん金額	対象条件(1)、(2) … 1,000万円以内 (3) … 1,500万円以内																										
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 創業開始予定日より法人は2か月前、個人は1か月前から受け付けます。 • 運転資金は、原則3か月以内とします。 • 融資あっせんを利用した翌年度から3年間、中小企業診断士が年1回巡回相談を実施します。 																										



新型コロナウイルス感染症対策

特別融資あっせん

(令和4年10月1日現在)

郵送申請で受け付けています

あっせん期間

令和4年 令和4年

4/1 金 - 10/31 月

あっせん金額

500万円以内

利率：無利子

区が利子の全額を負担

※区負担率 1.75%
ただし、セーフティーネット保証(1~4・6 号)がついた場合、
区負担率は1.55%となります。

※あっせん期間については、令和4年10月1日現在の情報です。延長等がある場合は、産業振興センターホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

対象条件：以下の条件を全て満たしている事業者

次に該当する事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により 最近1か月間の売上高が前年同月比で10%以上減少していること	
事業所の規模	資本金1千万円以下又は、従業員100人（小売業、卸売業、サービス業は30人）以下	
事業所の所在地	法人	港区内外に1年以上本店登記と本店での 事業の実態 があり、 かつ同一事業を1年以上営んでいる法人
	個人	港区内外で1年以上、 同一事業を営んでいること (事業主の住所が港区内外に1年以上ある場合は、都内で同一の事業を1年以上営んでいること)
対象業種	東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること	
その他	港区に納期の到来している特別区民税・都民税 (法人は、都税事務所に法人都民税と法人事業税)を完納していること	

取扱金融機関

港区中小企業融資あっせん取扱金融機関

資金使途

運転

貸付期間

7年以内（据置1年を含む）

保証人

法人：保証協会の定めるところによる 個人：原則不要

担保

特別の場合を除き無担保

信用保証料

本融資に伴う信用保証料を区が全額補助(100円未満切り捨て)
融資実行後3か月以内に、区への補助金申請が必要です。

お申込みに必要な書類

1 港区中小企業
融資あっせん申込書

同じもの3通

2 港区中小企業
融資のあっせん
申込等に係る同意書

1通

※代表者の同意と実印の押印をいただきます

3 最新の確定申告書、
決算書

※電子申告の場合は、法人:法人税の「メール詳細」、個人:
所得税の「メール詳細」もご用意ください。

※決算後、6ヶ月以上経過している場合はその後の試算表
も必要となります

コピー（それぞれ全ページ）1式

4 最新の納税証明書（領収書では受付できません）

法人:都税事務所発行の法人都民税と法人事業税の納税証明書
個人:港区役所発行の特別区民税・都民税の納税証明書
(港区民以外の人は、港区役所発行の特別区民税・都民税 事業所課税の納税証明書)
※非課税の場合は、非課税証明書をご用意ください。

1通（コピー可）

6 印鑑証明書

法人:法務局に登記している印
個人:市区町村に登記している印

1通（コピー可）

7 本店としての店舗、事務所
等の実態が確認できる書類

※賃貸借契約書等

1通（コピー可）

5 法人のみ

履歴事項全部証明書
(登記簿謄本)

3ヶ月以内発行のもの

1通（コピー可）

8 港区新型コロナウイルス
感染症対策特別融資確認書

(区所定様式)

1通

9 8 で確認する売上高の
根拠となる試算表、
売上元帳など

コピー1通

10 提出書類 確認シート2

1通

必要書類のダウンロードや最新情報は、
港区公式ホームページ
「緊急支援融資・新型コロナウイルス感染症
対策特別融資・セーフティネット保証(4号・
5号)の郵送申請について」
(<https://www.city.minato.tokyo.jp/keieisoudan/yusou.html>)をご確認ください。

- ※ 都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所で申請できるほか、郵送による申請も受け付けております。詳細は東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.jp/> をご確認ください
- ※ ④個人: 港区役所発行の特別区民税・都民税の納税証明書及び⑥個人: 港区役所発行の印鑑証明書については事務手数料が無料になります。詳細は港区ホームページ
<https://www.city.minato.tokyo.jp/shibamadochou/shingatakorona.html> をご確認ください

重要

区内のコワーキングスペース等を事業所としている場合の注意事項

区は、スタートアップ支援をより強力に進めるため、令和4年10月から、下記要件を全て満たす区内のコワーキングスペース等を事業所としている事業者を、融資あっせんの対象とします。商工相談員との面談において契約書等を確認しますので、ご予約のうえ、ご相談ください。

要 件

- 利用しているコワーキングスペース等が、事務所として常時使用できる
- 利用しているコワーキングスペース等を本店として登記している法人
又は開業届等でコワーキングスペース等を事務所として届け出ている個人

問合せ

産業振興課融資あっせん・商工相談等受付窓口 TEL:03-6435-4620 (月～金 9:00～17:00)

取扱金融機関一覧

令和4年10月1日現在

金融機関名	支店名	所在地	電話番号	金融機関名	支店名	所在地	電話番号	
みずほ銀行	芝支店	芝5-34-7	6631-9555*	三井住友銀行	麻布支店	渋谷区広尾5-4-3	3441-3885	
	新橋中央支店	新橋4-6-15			浜松町支店	浜松町2-3-1	3436-2781	
	五反田支店	品川区西五反田1-27-2			六本木支店	六本木6-1-21	3403-6131	
	虎ノ門支店	虎ノ門1-2-3			本店	南青山3-10-43	6447-5760	
	六本木支店	六本木7-15-7			麻布支店	麻布十番3-1-2	3452-1301	
	恵比寿支店	渋谷区恵比寿1-20-22			浜松町支店	芝大門2-28-8	5443-1350	
	外苑前支店	北青山3-6-12(青山支店内)			新橋法人営業部	新橋3-1-11	3591-7750	
	新橋支店	新橋2-1-3			目黒支店	品川区西五反田1-29-1	5437-8255	
	赤坂支店	赤坂4-1-33			東京みらい営業部	南青山3-10-43	6271-1210	
	神谷町支店	虎ノ門5-1-5			原宿支店	南青山3-10-43	3403-7371	
	浜松町支店	浜松町2-4-1	きらぼし銀行	浜松町支店	浜松町1-3-1	3436-0581		
	麻布支店	南麻布2-11-6		三田支店	三田3-9-7 7F	5443-8217		
	青山支店	北青山3-6-12		青山支店	渋谷区神南1-22-8	3461-6116		
	品川支店	品川区南品川2-2-7		赤坂支店	浜松町1-3-1	3436-0581		
	広尾支店	南麻布5-15-19		横浜銀行	新橋支店	新橋1-18-16	3508-1531	
	高輪台支店	高輪3-8-15		田町支店	新橋1-18-16	3508-1531		
※ご相談はエンゲージメントオフィスまでお願いします。 みずほ銀行エンゲージメントオフィス 千代田区神田錦町2-11				千葉銀行	品川支店	港南2-16-2 20F	5783-3911	
				京葉銀行	品川支店	江東区東陽町2-2-20	6458-7780	
三菱UFJ 銀行	田町支店	芝5-33-1	3454-0451	さわやか 信用金庫	本店	三田5-21-5	3444-1112	
	赤坂見附支店	赤坂3-2-6	3505-4611		東京港支店	芝2-29-10	3451-8251	
	虎ノ門支店	虎ノ門2-3-17	3580-6411		芝浦支店	芝浦3-6-3	3454-5181	
	六本木支店	六本木4-9-7	3408-8111		麻布支店	麻布十番4-1-9	3451-3710	
	青山通支店	南青山1-1-1	3475-1211		日比谷支店	西新橋2-8-6	3437-3710	
	表参道支店	北青山3-6-1	3499-0871		赤坂支店	赤坂2-13-2	3585-3710	
	新橋支店	新橋2-12-11	3502-4324		渋谷支店	渋谷区東2-17-14	5485-3710	
	品川駅前支店	港南2-16-2	6716-1001		青山支店	南青山5-11-5	3400-3710	
	虎ノ門中央支店	虎ノ門2-3-17	3591-3331		広尾白金支店	渋谷区恵比寿3-46-7	3444-3710	
	新橋駅前支店	新橋2-12-11	3502-1524		六本木支店	六本木7-8-8	3403-3710	
	青山支店	北青山3-6-1	3409-3211		品川支店	品川区北品川1-22-15	3471-4791	
りそな銀行	麻布支店	麻布十番1-10-3	3586-3811	芝信用金庫	本店	新橋6-23-1	3432-3261	
	浜松町支店	新橋2-12-11	3502-7151		赤坂オフィス(法人営業センター)※	赤坂6-14-15 1階	6277-7130	
	赤坂支店	赤坂3-2-6	3585-6131		新橋支店	西新橋1-14-2	3502-3451	
	三田支店	芝5-33-1	3453-3371		三田支店	芝3-43-15	3453-1231	
	原宿支店	北青山3-6-1	3409-7080		高輪支店	高輪2-3-20	3441-8201	
	芝支店	芝大門1-14-6	3431-1121		白金支店	白金5-7-14	3447-2441	
	新橋支店	新橋1-16-4	3595-2111	※赤坂オフィスの融資事務については、法人営業センターが行っています。				
	赤坂支店	赤坂2-3-6	3582-3271	城南信用金庫	営業部本店	品川区西五反田7-2-3	3493-8111	
	田町支店	芝4-13-2	3452-1711		品川支店	品川区南品川1-4-25	3471-3171	
	目黒駅前支店	品川区上大崎3-2-1	3443-6651		新橋支店	新橋3-7-7	3502-8251	
	麻布支店	麻布十番1-11-8	3584-0961		青山支店	北青山2-12-14	3401-2131	
三井住友銀行	虎ノ門支店	西新橋1-6-21	3502-3751	世田谷信用金庫	六本木支店	六本木3-16-35	3568-6311	
	渋谷支店	渋谷区渋谷2-20-11	3498-3211	商工組合中央金庫	東京支店	芝大門2-12-18	3437-1231	
	三田通支店	芝5-28-1	3453-1551	大東京 信用組合	本店	東新橋2-6-10	3436-0121	
	日比谷支店	西新橋1-3-1-4F	3591-8431		品川駅東口支店	港南2-3-1	3474-8326	
	赤坂支店	赤坂2-5-1	3586-2731		田町駅前支店	芝5-16-2	3453-3201	
	青山支店	南青山5-9-12	3406-3621		青山支店	北青山2-12-32	3401-0145	
	新橋支店	西新橋1-3-1-4F	3502-8951	七島信用組合	東京支店	海岸1-12-2	5843-3363	

※金融機関各支店は、合併・統廃合により変更になる場合があります。※取扱金融機関に対して、融資あっせんを行わない場合があります。

MEMO



発行番号 2022115-3221